

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/image1.pdf>

平成26年9月5日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	4号機	残留熱除去系(A)の定例試験時、格納容器冷却流量調節弁を開操作中に過負荷を示す警報の発生を確認した。当該事象の原因を調査し点検・修理。なお、原子炉に燃料は装荷されておらず当該系統への機能要求はない。【平成26年9月4日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2014/pdf/26090401p.pdf	G III 以下

3. G III グレード 6件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	低電導度廃液系クラッド受タンク(A)の液位が高いことを示す警報の発生を確認した。タンク液位に異常なし。当該計器を点検・修理。	
2	5号機	大湊側洗濯廃液系の活性炭スラリー貯槽攪拌機用電動機の点検時、電動機の内径寸法が許容値を逸脱していることを確認した。当該電動機を修理。	
3	6号機	低圧ドレンポンプ(B)、高圧ドレンポンプ(B)(C)、高圧復水ポンプ(A)各々の冷却水用フローグラス(配管内の流体の流れを確認するための窓)フランジ部に析出物を確認した。当該部を点検・修理。	
4	6号機	屋外から原子炉建屋内への穴あけ作業時、穴あけに使用する水が管理区域内へ漏えい(640cc、汚染なし)したことを確認した。拭き取り実施済み。当該事象の原因を調査。	
5	7号機	原子炉区域・タービン区域排気ドレン受け室にある所内温水系配管の保温材が外れていることを確認した。当該保温材を点検・修理。	
6	その他	大湊側雑固体廃棄物焼却設備の排気筒放射線モニタリチウムサンプリング装置(B)の異常を示す警報が発生し、装置が停止したことを確認した。当該装置を点検・修理。	